

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

<p>太田熊谷線</p>	<p>路線名</p>
<p>熊谷市中奈良字馬場一〇七七番三地从 から 同市下奈良字中妻西六〇九番五地先 まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年一月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年八月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始で ある。 延長二五六・三二メートル</p>	<p>備考</p>